

なごやの学童保育

市連協ニュース No.5

2017年度・9月5日発行

名古屋市学童保育連絡協議会

TEL (052) - 872 - 1972

FAX (052) - 308 - 3324

E-Mail: info@gakudou-nagoya.org

HP <http://gakudou-shirenkyou.nagoya/> Facebook <https://www.facebook.com/NagoyaNoGakudouHoiku>

次制度へ課題確認

市施策の学習会に59人

名古屋市学童保育連絡協議会（市連協）は8月22日、名古屋市中区金山の労働会館で学習会「学童保育施策の違いを学ぼう」を開き、59人が参加しました。市連協専従の賀屋哲男事務局次長が、名古屋市の学童保育のなりたちや他の自治体の学童保育との違いを説明。住環境整備の不十分さなどを指摘しつつ、保育の質の高さなどを評価しました。概要は以下の通りです。



熱心に聞き入る参加者

学童保育のなりたち

名古屋市では1966年頃に学童保育所ができ、72年に市の留守家庭児童健全育成事業（＝助成制度）が始まった。75年にプレハブ貸与開始。1997年に児童福祉法に「学童保育」が明記されたのは一つの転機で、当時約100万円だった国の助成金が1998年に約150万円へと大きく増えた。

全国の各自治体は必要に応じ、実情に合わせて学童保育所をつくり、いろんな形態ができた。100の自治体に100の学童保育施策があると言ってよいぐらいバラバラ。2015年によろしく新制度で国が基準を定めた。

名古屋市の施策の特徴

<プレハブ> 名古屋市の学童保育所のプレハブは、「名古屋方式」と言われるほど全国でも珍しい。他の自治体にはあまりない。

1997年の改正児童福祉法で「学童保育は市町村等が行うもの」となった。「市が行う」なら直営か委託だが、「等」がついている。名古屋市は地域委員会方式で、「地域の人が行っているから、市が関わっているもの」と厚生労働省に認めさせた。

貸与するプレハブはリースで、市の資産ではない。「施設を用意している」という建前だが、「学童保育を行う」責任は果たしていない。プレハブを使う市町村は他にあるが、最低ランクの業務用プレハブは名古屋市の特徴。

<地域運営委員会方式> 市は地域運営委員会方式を「民間企業が入れない方式」と言う。「地域役職者が過半数」が条件なので、企業は好んでは入ってこない。ただし市の同方式は形骸化し、本当に保育料を決める地域運営委員会は少ない。実態がないと企業が参入するかもしれない。横浜は「法人OK」。岡山は実質的に地域運営委員会が運営をしている、また「保育所を運営する社会福祉法人はOK」。

<市独自の補助> 少ないが家賃補助がある。一人親減免補助も名古屋市の特徴。全国連協もずっと要望しているが、厚労省は「個々への補助ではない」という理由で、実施せず。プレハブの貸与も独自のもの。

名古屋市の学童保育の良さ

<大規模と小規模> 名古屋市は小規模の学童保育所が多い。96年まで助成基準の区分けが、「16～20人」と「21人以上」の二つだけだった。40人いたら、二つに分ければ助成金が2カ所分もらった方が補助金が多くなる。このため同じ敷地内に2カ所ある「兄弟学童」が非常に多い。2010年度からは国と同じ助成制度となり、区分けも現行国と同様になった。

そういう流れの中で「40人以上いると保育にならない」という意識もできてきた。「子どもの命を守るには40人は辛い」という声もある。「大規模」は全国

では70~80人のイメージ。名古屋市では適正規模への意識が高い。

名古屋市の児童数が多い学童保育所も「40人は大変」と思っている。市連協が考える適正人数は25人。全国連協は以前「40人」とし、厚労省に使われた。全国連協も現在は「30人ぐらいが適正」と判断。実際、名古屋市では平均30人ぐらい。30人で正規指導員2人とパートが雇える助成金があればベター。

少人数でしっかり保育ができる名古屋の良さを守れた理由の一つは市連協への加盟率の高さ。90%は全国でもすごいこと。高い加入率は、市も無視できない。

<高学年が多い> 名古屋市は、部活があるが高学年の入所が多い。質の高い保育によるもの。愛知県内に「今年から4年生以上を始めた」という自治体もあるが「4年生がすぐ辞める」というところが多い。子どもが行きたくなる高学年の保育がきちんとできるのが大切だし保育の質につながっている。

国はどうしようとしているのか

<指導員の待遇と長時間開所> いろいろな課題がある。一つは指導員の雇用形態と給与。厚労省は時間給で助成金を決め、12~18時の1日6時間勤務で算定。我々は、「パートタイムでできる仕事ではない」と言い続け、ようやく「常勤雇用」という助成が出てきた。

(新制度の) 子ども・子育て支援法の狙いの一つが「小1の壁」の解消。「保育所は早朝から遅くまで保育している。学童保育の開所が18時までではおかしい」との声があり、18時を越えて開所する学童保育に助成をつけた。しかし指導員は長く働くことになる。助成の当初は「1日6時間以上」が条件にあり、名古屋市は「13時開始」を基本(助成要綱)とし、19時半以降開所しないとこの助成金が使えなかった。「1日6時間はおかしい」ということになり、「使いづらい制度だ」と言われ、「平日は1日3時間開所」になった。

常勤雇用助成は常勤1人を追加配置するための助成。考えている処遇は「保育士なみ、年収約450万円」と国会答弁があった。助成額約300万円の根拠は、現状の150万円に足して450万円にするというもの。

土曜日は11時間換算。8時間勤務と3時間勤務の人が必要だが、3時間だけ朝1番や終了間際に働いてくれる



人がいるのか。引き継ぎはどうするのか。全く働き方を考えない机上の空論。しかも東京の最低賃金で助成金算出基準の時給が決まっていた。

常勤配置と処遇改善の助成は「常勤または非常勤を1人採用する費用」。「長く働いてほしい」は専門性を求めていること。厚労省も常勤者が必要なことはわかっているが、未だ「常勤または非常勤」となっている。

新制度で資格要件ができた。2020年度以降は有資格者がいないと開所できない。非常勤で良いのか。常勤職員を配置できる補助金を払うべき。今は待遇が保育士に追いつかず、学生が指導員になりたがらない。

<建物・設備> 有資格の指導員の確保には、働きやすい「職場環境か」も課題。例えば休憩室はあるのか、更衣室はあるのか。国は学童保育新設への助成として本当は4992万円ぐらい必要と言っている。そこまでは出せないで2496万円だが、2496万円あれば40年使える建物が建てられる。しかし名古屋市では「トワイライトルームは公共施設なので国の補助金をもらう」という扱いになっているのが問題。

<今後の需要> ある市町村は保育所需要のピークを2025年と言う。保育園後に利用する学童保育の需要も今後まだ増えていく。

<財源は消費税も> 「質の改善5項目」を新制度で行うと国は考えている。消費税10%での実施を前倒し。しょうがい児受け入れ加算では予定以上の助成額。通常助成は厚労省で、新制度の+α分は消費税財源。我々は消費税を財源にするなど言っている。(以上)

参加者から市が民間企業を避けたがる理由について質問がありました。賀屋事務局次長は、「保育所では企業が参入しワーキングプアの保育士が出た。企業は利益を出さねばならず、(賃金抑制で)指導員の意欲が下がり、保育の質が下がる」と答えました。

最後に市連協の池田会長があいさつ。「今後の学童保育のあり方を考えていかないといけない。みなさんと一緒に考えていきたい」と訴えました。

10/11に市と懇談

市連協は10月11日(水)18時から名古屋市役所本庁5階正庁で、名古屋市との懇談会を名古屋市会学童保育議員連盟と共同で開催し、事前に提出した要望への回答を受けます。回答に注目しましょう。